第百二十五条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第百二十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「無期懲役」を「無期拘禁刑」に改める。

第百二十九条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百三十条、第百三十三条、第百三十四条第一項、第百三十六条から第百四十条までの規定及び第百四十二条から第百四十四条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百四十六条中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に、「の懲役」を「の拘禁刑」に改める。

第百四十七条及び第百四十八条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百四十九条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第百五十条、第百五十三条、第百五十四条第一項、第百五十五条第一項及び第三項、第百五十七条第一項及び第二項並びに第百五十九条第一項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百六十条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百六十一条の二第一項及び第二項、第百六十二条第一項、第百六十三条第一項、第百六十三条の三並びに第百六十三条の四第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百六十四条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第百六十五条第一項、第百六十六条第一項、第百六十七条第一項、第百六十八条の二第一項、第百六十八条の三、第百六十九条、第百七十二条、第百七十四条、第百七十五条第一項及び第百七十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百七十七条中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第百八十一条、第百八十二条、第百八十四条、第百八十六条並びに第百八十七条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百八十八条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百八十九条から第百九十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百九十三条、第百九十四条及び第百九十五条第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百九十七条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百九十七条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百九十七条の三第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百九十七条の四、第百九十八条、第百九十九条及び第二百一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百二条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百五条中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第二百六条、第二百八条及び第二百八条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百十一条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百十二条から第二百十四条までの規定、第二百十五条第一項、第二百十七条、第二百十八条、第二百二十条、第二百二十二条第一項、第二百二十三条第一項、第二百二十四条、第二百二十五条及び第二百二十五条の二第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十六条中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第二百二十六条の二第一項から第三項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十六条の三中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第五項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第二百二十七条第一項から第三項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第二百二十八条の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十条の見出しを「（名誉毀損）」に改め、同条第一項中「毀損した」を「毀損した」に、「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十一条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十三条、第二百三十四条の二第一項、第二百三十五条及び第二百三十五条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十六条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第二百三十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十条中「の懲役」を「の拘禁刑」に、「無期懲役」を「無期拘禁刑」に改める。

第二百四十一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「無期懲役」を「無期拘禁刑」に改める。

第二百四十六条第一項、第二百四十六条の二から第二百四十八条までの規定、第二百四十九条第一項、第二百五十二条第一項、第二百五十三条、第二百五十四条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十一条までの規定及び第二百六十二条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百六十三条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（刑事訴訟法の一部改正）

第三条　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の五中「無期の懲役若しくは禁錮」を「無期拘禁刑」に改める。

第八十九条第一号及び第二号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五号中「畏怖させる」を「畏怖させる」に改める。

第百五十一条及び第百六十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百十条第一項中「懲役若しくは禁錮にあたる」を「拘禁刑に当たる」に、「充分な」を「十分な」に改める。

第二百五十条第一項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改め、「（死刑に当たるものを除く。）」を削り、同項第一号中「無期の懲役又は禁錮」を「無期拘禁刑」に改め、同項第二号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に改め、同項第二号中「無期の懲役又は禁錮」を「無期拘禁刑」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第六号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百八十一条の五第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百八十五条第一項中「あたる」を「当たる」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百八十九条第一項中「懲役若しくは禁錮にあたる」を「拘禁刑に当たる」に改める。

第二百九十一条の二ただし書中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三百一条の二第一項第一号中「無期の懲役若しくは禁錮」を「無期拘禁刑」に改め、同項第二号中「有期の懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三百四十三条中「禁錮」を「拘禁刑」に、「あらたに」を「新たに」に改める。

第三百四十四条中「禁錮」を「拘禁刑」に、「第六十条第二項ただし書」を「第六十条第二項ただし書」に改める。